

関西国際空港発着訪日観光レンタカー活用事業 仕様書

1 委託業務名

関西国際空港発着訪日観光レンタカー活用事業

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

3 趣旨・目的

兵庫県は、日本海と瀬戸内海という南北2つの海に面し、バラエティに富んだ自然や文化や風土に恵まれ、素晴らしい観光資源に恵まれているが、交通手段等の問題から、インバウンド客の送客に結び付くプロモーションが十分に実施できていない状況にある。

そこで、リピーター層が多く、兵庫県への誘客が見込まれる台湾市場をターゲットに、関西空港発着のレンタカー利用によるモデルコースをプロモーションし、訪日観光客の訪問が難しかった観光資源への誘客を図る。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料の上限額

委託料の上限額は4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

6 ターゲット

台湾市場のうち、運転免許を保有しており、訪日経験が豊富で、兵庫県への観光意欲が高く、また、大阪・京都など主要な観光地を除くその他の地域への観光意欲も高いリピーター層とする。

7 業務の内容

(1) モデルコースの造成

関西国際空港発、四国エリア内空港着でレンタカーを利用するモデルコースを2本造成すること。

- ① ターゲットである台湾市場は、他市場に比べ、「日本食を食べること」「自然・景観地観光」「クルージング（海、河川など）」などを旅行目的とする層が多い*ことから、兵庫県と食及び自然について豊かなコンテンツを保有している四国エリアをつなぐ広域周遊ルートを提案のうえ、造成すること。

※公益財団法人大阪観光局発行

「訪日外国人旅行者の動向把握にむけた関西空港出口調査2023年度」参照

- ② 広域周遊ルートの日数は、5泊6日とし、それぞれ兵庫県での宿泊を2泊以上含むこと。

- ③ 兵庫県内のコースについては、下記の行程案を踏まえ、委託者と協議のうえ決定すること。また、四国エリアのコースについては、四国ツーリズム創造機構と別途調整すること。

【コース案①】

日程		内容
1日目	11:00	関西国際空港発
	13:00	丹波市内酒蔵でランチ
	15:00	丹波焼窯元巡り
	17:00	有馬温泉＋芸子遊び体験
2日目	10:00	姫路革小物の制作体験
	11:30	姫路市内で姫路名物ランチ
	14:00	きらきら坂散策・カフェ巡り
	15:00	伊和都比売神社
	16:00	赤穂温泉

【コース案②】

日程		内容
1日目	10:00	関西国際空港発
	11:20	六甲山
	13:00	神戸ビーフランチ
	13:30	神戸市内水族館
	16:00	有馬温泉+温泉街散策
2日目	9:00	明石海峡大橋ブリッジワールド
	12:30	明石魚の棚市場
	15:30	淡路島モンキーセンター
	17:30	洲本温泉

(2) ランディングページの作成

委託者が令和5年度に作成した関西国際空港発着のレンタカーを利用した兵庫県モデルコースへの旅行を喚起するランディングページ※(以下、LPという)内に、本事業で造成したモデルコースを紹介する内容を新たに追記すること。

- ① 令和5年度作成LP (URL:<https://www.hyogo-tourism.jp/rentalcar-modelcourse/>) の編集用データについては、委託者より別途提供する。

※編集後、サーバーを管理している事業者に対して、委託者を通じてデータを提出し、アップロードしてもらうこと。尚、アップロード作業はサーバーを管理している事業者が行う。

- ② 制作言語は、台湾からの旅行者に向けた中国語(繁体字)とする。
 ③ LPの基本構成は受託者が提案するものとし、委託者と協議の上、詳細を検討すること。

- ・「AMAZING HYOGO JAPAN」の既存コンテンツとデザインの調和を図りつつ、写真や動画などを活用し、LPとしての内容や特徴が伝わるように

- すること。
- ④ バナーの作成
 - ・「AMAZING HYOGO JAPAN」に掲載するバナーを繁体字で作成すること。
 - ※「AMAZING HYOGO JAPAN」には、繁体字の他、英語、中国語簡体字、韓国語、フランス語、タイ語のページがあるが、LPのバナーは繁体字ページにのみ掲載する予定である。
 - ※バナーのサイズについては、現在掲載されている「LUXURY HYOGO JAPAN」のサイズと合わせること。
 - ⑤ LPはHTMLファイルで作成された静的なものとする。
 - ⑥ ドメインの要件
 - ・LPは委託者が保有する「<https://www.hyogo-tourism.jp/world/>」のサブディレクトリとする。
 - ※「AMAZING HYOGO JAPAN」のサブディレクトリとする。
 - ⑦ SSLまたはTLS により通信を暗号化すること。
 - ⑧ 各種OS (Windows : Windows7、Windows10及びWindows11、MacOS : 最新版) 及び各種ブラウザ (Microsoft Edge : 最新版、Google chrome : 最新版、Firefox : 最新版、Safari : 最新版) に対応し、これらで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等がないこと。
 - ⑨ PC、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する構成・デザインとすること。RWD (レスポンシブルウェブデザイン) で構築すること。
 - ⑩ 公開するコンテンツについては、更新前までに資料を提出し委託者の承認を得ること。
 - ⑪ LPのアクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数等を委託者が管理画面等で測定できるように、「Google Analytics」を導入すること。
 - ⑫ 効果的なSEO対策を行うこと。
 - ⑬ LPへの誘導広告に使用するための、兵庫県の知名度向上及び興味関心をひくバナーを制作すること。
 - ⑭ 電子媒体一式 (LP (形式 : html) およびバナー (形式 : png または jpeg)) を委託者が指定する期日までに、提出すること。

(3) インフルエンサーを活用したプロモーション

(1) で造成したモデルコースの認知度及び訪問意欲の向上を図るため、インフルエンサーを活用した以下のプロモーションを実施すること。

①Youtubeを活用したプロモーション

- ア 台湾に影響力を持つYoutubeインフルエンサーを1名以上起用すること。
- イ 当該インフルエンサーにより、関空発着でレンタカーを利用したモデルコース2本を紹介する動画を作成し、インフルエンサーのYoutubeアカウント及び(2)のランディングページに投稿すること。
- ウ 動画の構成、時間及び本数は、効果が高い内容を提案すること。
(旅程日ごと、訪問エリアごとをシリーズ化するなど工夫すること)
- エ 訪問場所・日時については、委託者と協議の上、最終決定すること。

- オ 動画の作成は、本県への訪問確度の高い旅行検討層に対し、本県の観光情報・魅力および外国人旅行者に対する安全・安心情報を紹介するような内容とすること。
- カ インフルエンサーの本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は受託者が負担すること。
- キ 訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること。
- ク 動画制作に関する関空を発着するレンタカーに係る調整は受託者が行うこと。
- ケ 訪問先等への投稿許諾関係は受託者又はインフルエンサーが行うこと。
- コ 新型コロナウイルス感染症の状況や、訪問先の都合によってスケジュール等を再調整する場合があるため、臨機応変に対応すること。

②旅程作成・共有アプリを活用したプロモーション

台湾市場が訪日旅行等で使用している最も効果的な旅程作成・共有アプリを活用し、モデルコースのプロモーションを提案すること。なお、プロモーションには以下の項目を含めること。

- ア ①で起用したインフルエンサーが旅程作成・共有アプリ内にモデルコースの旅程を投稿すること。
- イ 旅程作成・共有アプリを活用した兵庫・四国レンタカー旅の投稿を促すキャンペーンを実施すること。

(4) WEB広告の出稿

Meta 社等の広告出稿を行い、LPのプロモーションを行うこと。なお、広告のターゲットは6に記載のとおりとし、適した媒体を提案すること。

① 広告文の作成

- ・WEB広告を出稿するための広告文を作成すること。作成にあたり、委託者が校正する機会を1回以上設けること。
- ・広告文は繁体字で作成すること。なお、繁体字へ翻訳するための費用は委託費に含める。

② 委託事業に要する画像

WEBプロモーションの実施にあたり、必要となる画像を確保すること。なお、画像は委託者と協議の上、委託者及び受託者が所有している画像や各種団体からの借用画像を使用することも可とする。その際に生じる手続き等は、委託者が提供する画像を除き、受託者にて行うこと。

(5) 実施結果の検証

上記(1)～(4)の業務による訪日及び訪県旅行者の分析及び検証を実施することとし、業務の効果及び実績について把握方法を含めて明確に提案すること。((3) ②で提案する旅程作成・共有アプリの実績も合わせて提案すること)

また、業務報告については、分析結果に基づく数値や現段階でのターゲットの他、考察を含む分析レポートとして今後活用できる内容とすること。

8 実績報告書の提出

(1) 実績報告書

受託者は、本事業の終了後、「実績報告書」を委託者に提出すること。なお、「実績報告書」には、訪日メディアが作成した記事の閲覧実績及びLPのアクセス件数を必ず記載すること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和7年3月31日(月)

9 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

10 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、

委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

11 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

14 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、および過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

18 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。